

貸金業者に対する行政処分要領

(趣旨)

第1 この要領は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第24条の6の3第1項の規定に基づく業務改善命令並びに法第24条の6の4第1項の規定に基づく業務停止命令、同条第2項の規定に基づく役員解任命令、法第24条の6の4第1項及び法第24条の6の5第1項の規定に基づく登録の取消しにかかる不利益処分（以下「処分」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準を定め、兵庫県各県民局長・県民センター長に登録している貸金業者に対して法の規定により行政処分を行う際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準における用語の意義は、法の規定における用語の例による。

(業務改善命令)

第3 業務改善命令は、貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 業者の法令等遵守態勢、経営管理態勢等に重大な問題があると認められる場合
- (2) 業者の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合
- (3) 法第24条の6の10第3項又は第4項に基づく職員の質問への不答弁若しくは立入検査を拒否又は忌避又は妨害した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることが適当であると認められる場合

(業務停止命令)

第4 業務の停止は、貸金業者が法令等を遵守していないことにより、資金需要者等に損害が発生している場合又は損害が発生するおそれがある場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 口頭指導、文書による改善指導又は業務改善命令を行った後においても、改善されない場合又は改善の見込みがないと認められる場合
- (2) 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要がある場合
- (3) 法令違反を犯した者（以下「実行行為者」という。）が事業主、役員若しくは重要な使用人である場合又はこれらの者が関与していると認められる場合
- (4) 実行行為者が複数である場合
- (5) 当該処分事由と同一の法令違反が多数認められる場合又は複数の利用者が被害を受けた場合
- (6) 長期間にわたって行われた場合又は反復・継続して行われた場合
- (7) 違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われた場合
- (8) 当該行為が計画的である場合
- (9) 業者に改しゅんの情がみられず、業務の改善措置が不十分である場合
- (10) 概ね過去1年以内に苦情が多数ある場合又は業者が多数の苦情を受けているのにもかかわらず引き続き違法な行為を行っていた場合
- (11) 問題を認識した後に隠蔽行為が組織的に行われていた場合
- (12) 貸金業の登録要件を満たさなくなった場合（法第6条第1項第1号若しくは第4号から第12号までのいずれかに該当した場合を除く）
- (13) 前号に掲げるもののほか、業務の停止を命ずることが適当であると認められる場合

(業務停止の対象範囲)

第5 業務停止の対象範囲は、原則として法令違反を行っている貸金業者の営業所等とする。ただし、当該営業所等の登録における主たる営業所等においてもその違反が行われる可能性があると思われる場合においては、当該貸金業者のすべての営業所等に対して行うことができるものとする。

(停止する業務の範囲)

第6 停止する業務の範囲は、原則として弁済の受領等に関する業務、訴訟又は調停に应ずる業務、債権の保全行為に関する業務及び県民局長・県民センター長が必要と認める業務を除き、業務のすべてとする。

(業務停止の期間)

第7 業務の停止の基準期間は、原則として別表「業務停止基準期間」に定めるところによるものとする。

2 業務の停止を行うべき事由（以下「処分事由」という。）が併合する場合は、それぞれの処分事由の基準期間を加算した期間（ただし、その期間は1年を超えないものとする。）とすることができる。

3 処分の期間を決定する際に、算出した期間について、次の各号のいずれかの事由があるときは、情状を勘案することにより、軽減することができるものとする。ただし、軽減の限度は前1及び2で算出した期間の2分の1以内の期間とする。

(1) 違反行為を真摯に反省し、改しゅんの情が著しい場合で、具体的な業務の改善措置を自主的に行っている場合又は被害者の損害が速やかに回復された場合

(2) 起訴猶予処分を受けたものである場合

4 適用する業務停止期間に条件を付して、その条件が満たされた場合には停止期間を短縮することができる。

5 業務停止の事由が改善されない場合は、登録取消しの処分日の前日まで業務停止期間を延長することができる。

(役員解任命令)

第8 役員解任命令は、当該役員自身が法令等を遵守していないことにより、資金需要者等に損害が発生している場合又は損害が発生するおそれがある場合に行うものとする。

(登録の取消し)

第9 法第24条の6の4第1項による登録の取消しは、次の各項のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 業務停止の処分に違反したとき

(2) 概ね過去1年以内に業務停止命令を受けた貸金業者が、当該行政処分の処分事由と同一の法令違反を行った場合、又は業務停止命令の原因が改善されない場合において、業務の改善余地が認められないとき

(3) 資金需要者等に相当の損害が発生しており、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当し、貸金業を行わせることが適当でないと思われるとき

ア 法令違反を犯した者が事業主、役員若しくは重要な使用人である場合は又はこれらの者が関与していると認められる場合

イ 広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けた場合

ウ 当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われた場合

エ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められる場合

(4) 貸金業の登録要件を満たさなくなり、今後も改善される見込みがない場合（法第6条第1項第1号若しくは第4号から第12号までのいずれかに該当した場合を除く）

- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を取消すことが適当であると認められる場合
- 2 法第24条の6の6第1項第1号により登録を取り消す場合の手続は、別に定める。
- 3 法第24条の6の6第1項第2号による登録の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - (1) 貸金業を開始しない又は再開しない又は休止する理由等について報告を命じたにもかかわらず報告がされない場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、登録を取消すことが適当であると認められる場合

(事実の確認)

第10 立入検査、苦情の申出、兵庫県警察本部からの意見等により、法第24条の6の3第1項又は第24条の6の4第1項又若しくは第2項又は第24条の6の5第1項又は法第24条の6の6第1項第2号に該当する事案の発生を了知した場合には、当該事案に関する貸金業者から報告の徴収若しくは事情聴取又は立入検査を行うことにより事実の確認を行う。

(処分の手続き)

第11 処分に係る手続きは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞手続規則（平成6年兵庫県規則第59号）の規定によるほか、この要領の規定による。

附則

この要領は、平成16年12月15日から施行する。

附則

この要領は、平成20年5月2日から施行する。

附則

この要領は、平成21年6月24日から施行する。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月23日から施行する。

別表

業務停止基準期間

処 分 事 由	期 間 (日)	業務停止 根拠条文
貸金業法 (以下同じ) 第 6 条第 1 項第 14 号該当(登録時除く)〔純資産要件〕	4 5	第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 1 号
第 6 条第 1 項第 15 号該当(登録時除く)〔体制未整備:業務経験者、社内規則等〕	4 5	
第 6 条第 1 項第 16 号該当 (登録時除く) 〔他に営む業務が公益に反する〕	6 0	
第 8 条第 1 項又は第 3 項の規定違反〔変更の届出〕	3 0	第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 2 号
第 1 0 条第 1 項の規定違反〔廃業等の届出〕	3 0	
第 1 1 条第 3 項の規定違反〔登録場所以外での営業〕	6 0	
第 1 2 条の 2 の規定違反〔業務運営に関する措置〕	4 5	
第 1 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定違反〔指定紛争解決機関との契約締結等〕	6 0	
第 1 2 条の 2 の 2 第 2 項の規定違反〔指定紛争解決機関の名称等公表〕	4 5	
第 1 2 条の 3 第 1 項の規定違反〔貸金業務取扱主任者設置〕	4 5	
第 1 2 条の 3 第 2 項の規定違反〔貸金業務取扱主任者の尊重〕	4 5	
第 1 2 条の 3 第 3 項の規定違反〔貸金業務取扱主任者の 2 週間以内規定適合〕	4 5	
第 1 2 条の 3 第 4 項の規定違反〔貸金業務取扱主任者氏名明示〕	4 5	
第 1 2 条の 4 第 1 項の規定違反〔証明書の携帯〕	4 5	
第 1 2 条の 4 第 2 項の規定違反〔従業者名簿の整備〕	3 0	
第 1 2 条の 6 の規定違反〔禁止行為〕	6 0	
第 1 2 条の 7 の規定違反〔生命保険契約の締結に係る制限〕	6 0	
第 1 2 条の 8 第 1 項の規定違反〔利息制限法第 1 条超利息契約締結禁止〕	1 2 0	
第 1 2 条の 8 第 3 項の規定違反〔利息制限法第 9 条超利息契約締結禁止〕	1 2 0	
第 1 2 条の 8 第 4 項の規定違反〔利息制限法第 1 条超利息受領・要求禁止等〕	1 2 0	
第 1 2 条の 8 第 5 項の規定違反〔債務履行担保措置付き契約に係る制限〕	6 0	
第 1 2 条の 8 第 6 項の規定違反〔保証業者との保証契約締結前の確認〕	4 5	
第 1 2 条の 8 第 7 項の規定違反〔保証契約締結前の確認の記録〕	4 5	
第 1 2 条の 8 第 8 項の規定違反〔保証付き契約に係る制限〕	6 0	
第 1 2 条の 8 第 9 項の規定違反〔根保証契約に係る制限〕	6 0	
第 1 2 条の 8 第 1 0 項の規定違反〔契約更新に係る媒介手数料の制限〕	1 2 0	
第 1 3 条第 1 項の規定違反〔返済能力の調査〕	6 0	
第 1 3 条第 2 項の規定違反〔返済能力調査における指定信用情報機関の使用〕	6 0	
第 1 3 条第 3 項の規定違反〔資力を明らかにする書面の受領〕	4 5	
第 1 3 条第 4 項の規定違反〔返済能力調査に係る記録〕	4 5	
第 1 3 条第 5 項の規定違反〔極度額増額の際の返済能力調査(第 1～5 項準用)〕	45～60	
第 1 3 条の 2 第 1 項の規定違反〔過剰貸付け等の禁止〕	6 0	
第 1 3 条の 3 第 1 項の規定違反〔基準額超過極度方式基本契約に係る調査〕	6 0	
第 1 3 条の 3 第 2 項の規定違反〔基準額超過極度方式基本契約に係る調査〕	6 0	
第 1 3 条の 3 第 3 項の規定違反〔基準額超過極度方式基本契約に係る調査時の 資力を明らかにする書面の受領〕	4 5	
第 1 3 条の 3 第 4 項の規定違反〔基準額超過極度方式基本契約に係る調査記録〕	4 5	
第 1 3 条の 4 の規定違反〔基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置〕	6 0	
第 1 4 条の規定違反〔貸付条件等の揭示〕	4 5	
第 1 5 条の規定違反〔貸付条件の広告等〕	6 0	

第16条第1項の規定違反〔誇大広告の禁止〕	60	
第16条第2項の規定違反〔広告・勧誘の禁止表示等〕	60	
第16条第3項の規定違反〔適合性原則〕	60	
第16条第4項の規定違反〔再勧誘の制限〕	60	
第16条の2第1項の規定違反〔契約締結前の書面の交付〕	60	
第16条の2第2項の規定違反〔極度方式基本契約締結前の書面の交付〕	60	
第16条の2第3項の規定違反〔保証契約締結前の書面の交付〕	60	
第16条の3第1項の規定違反〔生命保険契約に係る同意前の書面の交付〕	60	
第17条第1項の規定違反〔契約締結時の書面の交付〕	60	
第17条第2項の規定違反〔契約締結時の書面の交付（極度方式基本契約）〕	60	
第17条第3項の規定違反〔保証人への保証内容書面交付〕	60	
第17条第4項の規定違反〔保証人への貸付けに係る契約内容書面交付〕	60	
第17条第5項の規定違反〔保証人への貸付けに係る契約内容書面交付（極度方式保証契約）〕	60	
第18条第1項の規定違反〔受取証書の交付〕	60	
第19条の規定違反〔帳簿の備付け〕	45	
第19条の2の規定違反〔帳簿の閲覧〕	45	
第20条第1項の規定違反〔特定公正証書に係る制限（委任状取得禁止）〕	60	
第20条第2項の規定違反〔特定公正証書に係る制限（代理人選任への関与禁止）〕	60	
第20条第3項の規定違反〔特定公正証書に係る書面交付〕	60	
第20条の2の規定違反〔公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限〕	60	
第21条第1項の規定違反〔取立行為の規制〕	60	
第21条第2項の規定違反〔支払催告書面記載事項〕	45	
第21条第3項の規定違反〔取立て者氏名等の明示〕	45	
第22条の規定違反〔債権証書の返還〕	15	
第23条の規定違反〔標識の掲示〕	45	
第24条第1項の規定違反〔債権譲渡等の規制（譲受人への通知）〕	45	
第24条第3項の規定違反（第24条の6の4第1項第3号又は第4号に該当する場合に限る）〔債権譲渡等の規制（取立て制限者への譲渡）〕	60	第24条の6の4第1項第3号又は第4号
第24条第4項の規定違反（第24条の6の4第1項第9号に該当する場合に限る）〔債権譲渡等の規制（密接な関係者への譲渡）〕	60	第24条の6の4第1項第9号
第24条の2第1項の規定違反〔保証等に係る求償権等の行為の規制（保証業者への通知）〕	45	第24条の6の4第1項第2号
第24条の2第3項の規定違反（第24条の6の4第1項第5号又は第6号に該当する場合に限る）〔保証等に係る求償権等の行為の規制（取立て制限者との保証契約）〕	60	第24条の6の4第1項第5号又は第6号
第24条の2第4項の規定違反（第24条の6の4第1項第10号に該当する場合に限る）〔保証等に係る求償権等の行為の規制（密接な関係者との保証契約）〕	60	第24条の6の4第1項第10号
第24条の3第1項の規定違反〔受託弁済に係る求償権等の行使の規制（弁済受託者への通知）〕	45	第24条の6の4第1項第2号
第24条の3第3項の規定違反（第24条の6の4第1項第7号又は第8号に該当する場合に限る）〔受託弁済に係る求償権等の行使の規制（取立て制限者への委託）〕	60	第24条の6の4第1項第7号又は第8号
第24条の3第4項の規定違反（第24条の6の4第1項第11号に該当する場合に限る）〔受託弁済に係る求償権等の行使の規制（密接な関係者への委託）〕	60	第24条の6の4第1項第11号

第24条の4第1項の規定違反〔保証等に係る求償権等の譲渡の規制〕	45	
第24条の5第1項の規定違反〔受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制〕	45	
第24条の6の2の規定違反〔開始等の届出〕	30	
第24条の6の3第1項による命令違反〔業務改善命令〕	60	
第24条の6の4第2項による命令違反〔役員解任命令〕	60	
第24条の6の9の規定違反〔事業報告書の提出〕	30	
第24条の6の10第1項による命令違反〔報告徴収〕	60	
第24条の6の10第2項による命令違反〔報告徴収（保証業者）〕	60	
第24条の6の12第2項による命令違反〔社内規則作成変更命令〕	60	
第24条の6の12第3項の規定違反〔社内規則作成変更の承認〕	60	
第24条の6の12第4項の規定違反〔社内規則変更廃止の承認〕	60	
第37条第8項の規定違反〔非協会員の商号等の制限〕	45	
第41条の35第1項の規定違反〔信用情報機関との契約締結時の貸付け残高のある個人信用情報の信用情報機関への提供〕	60	第24条の6の4 第1項第2号
第41条の35第2項の規定違反〔貸付けに係る契約締結時の個人信用情報の信用情報機関への提供〕	60	
第41条の35第3項の規定違反〔提供した個人信用情報の変更内容の信用情報機関への提供〕	60	
第41条の36第1項の規定違反〔信用情報機関への信用情報提供依頼前の同意の取得〕	60	
第41条の36第2項の規定違反〔貸付けに係る契約締結前の個人信用情報の信用情報機関への提供の同意の取得〕	60	
第41条の36第3項の規定違反〔同意に関する記録の作成・保存〕	45	
第41条の37〔加入指定信用情報機関の商号等の公表〕	45	
第41条の38第1項〔目的外使用等の禁止〕	60	
第41条の38第2項〔廃業・退職後の信用情報の使用・提供の禁止〕	60	
出資法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定違反	120	
その他貸金業の業務に関し法令又は法令に基づく処分違反	15～120	第24条の6の4 第1項第2号

(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5において準用される場合を含む。)